## 三次市会計年度任用職員受験案内

職を概を要	健康運動インストラクター 市民の健康づくり活動を支援する目的で設置する職であり,市内の健康増 進施設での運動器具の講習会やウオーキングイベント等の指導役を担い ます。		
募集人数	パートタイム: 1人		
申込受付期間	令和6年1月29日(月)午前8時30分から 令和6年2月 9日(金)午後5時15分まで		
業務内容	運動習慣の普及のための企画及び運営、実践指導ほか		
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 次のいずれかに該当する人 (1) 健康運動指導士資格を有する人又は健康運動実践指導者資格を有する人 (2) 健康・運動等に関する専門的な知識及び技能を有する人 2 令和6年4月1日に採用可能である人 3 パートタイム(週29時間)の勤務が可能である人 (※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人		
受 験 手 続	1 提出書類 (1) 履歴書(申込書)【指定様式】     必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証(写し)     受験資格1の(1)に該当する場合は,受験資格を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。  2 提出方法・期限 (1) 直接持込み申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし,土・日曜日,祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送     提出書類を角形2号封筒(24.0 cm×33.2 cm)に入れ,封筒の表左下に赤字で「採用試験申込(健康運動インストラクター)」と書き,裏に差出人の住所・氏名を明記し,郵送してください(申込受付期間内必着)。 ※提出された書類等はお返ししません。		
試 験	日     時     令和6年2月17日(土)       場     所     三次市役所6階会議室 (三次市十日市中二丁目8番1号)       方     法     面接試験(個人ごとの面接による口述試験,約10分)		

審 査・合格〜採用	審查	合否については,面接試験,書類選考等による総合的な審査 により決定します。	
	合格発表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員 に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問 い合わせにはお答えできません。	
	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。	
	採用決定	採用候補者名簿登載者を令和6年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。	
個人情報の取扱い		全書)等に記載された個人情報については、この試験の実施及 事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有	
	勤務場所	三次市役所 健康推進課	
	勤務時間	1週間あたり29時間勤務 ※勤務時間は、週勤務時間の割振りにより別途定める ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有	
	休 日	土・日曜日,祝日,年末年始(12/29~1/3) ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有	
	休暇制度	年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)ほか	
	給料・報酬	(行政職給料表1-28号給) 月額182,900円~ ※経験年数加算規定有(経験1年未満は加算対象外) ※年度中途で増減する可能性有	
	手 当 制 度	時間外勤務報酬,休日勤務報酬,通勤手当相当費用弁償, 期末手当ほか	
	福利厚生	健康保険(市町村職員共済組合短期組合員),厚生年金保険,雇用保険,災害補償等	
	服務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。	
	分限・懲戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定 が適用されます。	
問合せ先	三次市福祉係 TEL 0824-62 受付時間:月	三次市十日市中二丁目8番1号 保健部健康推進課健康企画係(市役所東館2階) 2-6232 FAX 0824-62-6382 日〜金曜日の8:30〜17:15(祝日を除く)	
※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は,その規定に従います。			

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。